告示

○総務省告示第二百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年六月四日

総務大臣　山本　早苗

政党
政治団体の名称　異動事項　新　旧　届出年月日
日本を元気にする会　主たる事務所の所在地　東京都北区上十条二―二五―一四　東京都品川区上大崎二―一五―一九　二七、四、二八

○総務省告示第二百二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十七年六月四日

総務大臣　山本　早苗

政党
政治団体の名称　代表者の氏名　解散年月日
太陽の党　園田　博之　二七、四、三〇

○総務省告示第二百三号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第十一条の二の六第二項の規定に基づく特定基地局の開設に関する計画の認定を受けた者の名称の変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十七年六月四日

総務大臣　山本　早苗

変更年月日	変更後の認定を受けた者の名称	変更前の認定を受けた者の名称
平成二十七年四月一日	ソフトバンクモバイル株式会社	ワイモバイル株式会社

○政治資金適正化委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十七年六月四日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号　登録年月日　氏　名
四八七九　二七、五、二二　坂本　弘志

○法務省告示第三百十三号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う法務省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十七年六月四日

法務大臣　上川　陽子

（日本司法支援センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準の一部改正）

第一条　日本司法支援センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年法務省告示第五百九十一号）を次のように改正する。

第一条中「第四十八条において準用する独立行政法人通則法第四十六条の二第二項」を「第四十七条の二第二項」に改める。

（日本司法支援センターが政府以外出資に係る不要財産を譲渡したときに法務大臣が算定する金額の算定基準の一部改正）

第二条　日本司法支援センターが政府以外出資に係る不要財産を譲渡したときに法務大臣が算定する金額の算定基準（平成二十二年法務省告示第五百九十二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改正する。

日本司法支援センターが地方公共団体出資に係る不要財産を譲渡したときに法務大臣が算定する金額の算定基準

第一条中「準用通則法（総合法律支援法第四十八条において準用する独立行政法人通則法をいう。以下同じ。）第四十六条の三第三項」を「総合法律支援法第四十七条の三第三項」に、「政府以外」を「地方公共団体」に改める。

第二条中「準用通則法第四十六条の三第二項」を「総合法律支援法第四十七条の三第二項」に、「政府以外」を「地方公共団体」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十七年四月一日から適用する。

○外務省告示第百八十二号

平成二十七年五月二日にトビリシで、外交旅券所持者に対する査証の相互免除措置に関する口上書の交換がジョージア政府との間に行われ、同口上書にいう措置は、平成二十七年六月一日から実施された。

平成二十七年六月四日

外務大臣　岸田　文雄

（在ジョージア日本国大使館からジョージア外務省宛ての口上書）

（訳文）

No.38―15／ＤＣＭ

口上書

在ジョージア日本国大使館は、ジョージア外務省に敬意を表するとともに、日本国政府が、外交旅券の所持者に対する外交査証の要件の免除に関し、相互主義に基づき、二千十五年六月一日から次の措置をとる用意を有することを同省に通報する光栄を有する。

1(1)　ジョージア国民であって、ジョージア外務省が発給した有効な外交旅券を所持し外交又は領事の任務の目的で日本国に入国することを希望するもの及びそのような旅券を所持し当該ジョージア国民の家族の構成員でその所帯に属するものは、継続して九十日を超えない期間査証を取得することなく日本国に入国することができる。

(2)　(1)のジョージア国民及びその家族の構成員が、継続して九十日を超える期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望する場合、入国する前に査証を取得することを要求される。

2(1)　ジョージア外務省が発給した有効な外交旅券を所持するジョージア国民であって、1(1)にいう目的以外の目的で継続して九十日を超えない期間滞在する意図をもって日本国に入国することを希望するものは、査証を取得することなく日本国に入国することができる。

(2)　(1)の査証の要件の免除は、就職し、永住し、自由職業若しくは他の生業（報酬を得ることを目的とする芸能及びスポーツを含む。）に従事する意図をもって日本国に入国することを希望するジョージア国民には適用されない。

3　1及び2の査証の要件の免除は、日本国に入国するジョージア国民に対し、入国、滞在、居住、出国その他の外国人の管理に関する日本国の法令に服することを免除するものではない。

4　日本国政府は、公安、秩序及び衛生を含む公の政策上の理由により前記の諸措置の全部又は一部の適用を一時的に停止する権利を留保する。このような適用の停止又はその解除は、外交上の経路を通じて直ちにジョージア政府に通告される。

5　日本国政府は、好ましくないと認めるジョージア国民に対し、その理由を示すことなく日本国に入国し又は滞在することを拒否する権利を留保する。

6　日本国政府は、ジョージア政府に対し三十日前に文書による予告を与えることにより、前記の諸措置を終了することができる。

在ジョージア日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねてジョージア外務省に向かって敬意を表する。

二千十五年五月二日にトビリシで

（ジョージア外務省から在ジョージア日本国大使館宛ての口上書）

（訳文）

No.01／15885

口上書

ジョージア外務省は、在ジョージア日本国大使館に敬意を表するとともに、次の事項について通報する光栄を有する。

1(1)　日本国の国民であって日本国外務省が発給した有効な外交旅券を所持しジョージアに入国することを希望するものは、いずれかの百八十日の期間を超えない最長九十日の期間外交査証を取得することなくジョージアに入国することができる。